

社会福祉法人みな実福祉会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償他に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みな実福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費・手数料等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条で定める通り無報酬とする。役員の報酬についても無報酬とする。

(費用の弁償)

第4条 法人は、評議員・役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については法人の旅費・交通費規定に基づいて算定するものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の事前負担等)

第5条 法人は、評議員・役員がその職務を行うために要する費用について、費用や支払先等が明らかな場合、評議員・役員に事前に支払うことができるものとする。

- 2 旅費他事前の申し込みが必要な場合や法人で取りまとめて支払う場合等、第4条3項に関わらず、法人が直接相手に支払うができるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規定は平成29年4月1日より施行する。